

鉛製給水管について

水道局では、水質基準を満たした安全な水道水をお届けしていますが、鉛製給水管が使用されている家庭では、長時間水道を使用しなかった場合、ごくわずかの鉛が溶け出していることがあります。

このため、朝一番や長い間留守にした時の使いはじめの水は、念のためバケツ一杯程度を目安に、飲み水以外（トイレや洗濯など）に使用することをお勧めします。

水道局では、水道メーターまでの鉛製給水管の取替工事を計画的に実施しています。その際の宅地内掘削にご協力をお願いします。

なお、水道メーターから蛇口までの鉛製給水管の取り替えは、所有者の負担となります。

各ご家庭の鉛製給水管使用の有無など、不明な点については、水道局へお問い合わせください。

■問い合わせ先 水道局

- ▷給水管について ☎ (0857)53-7933
- ▷水質について ☎ (0857)53-7963



会社などを退職したときは



【市・県民税】

市・県民税は、前年の所得に対して課税されます。そのため、市・県民税が給与天引き（特別徴収）されている人が退職した場合、残りの市・県民税の納付方法は次のようになります。

< 6月～12月の退職 >

退職時に一括納付する方法（退職する勤務先へ依頼してください）と、送付された納税通知書で納付する方法（普通徴収）があります。

< 1月以降の退職 >

退職時に残りの税額を一括納付します。一括納付できなかった場合は、本人あてに納税通知書を送付します。

なお、すぐに就職し、引き続き特別徴収を希望する場合は、退職する勤務先の担当者へ申し出て手続きを行ってください。

- 問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民税課 ☎ (0857) 20 - 3415

「自殺予防いのちの電話」による相談の実施について

社会福祉法人 いのちの電話では、さまざまな悩みに苦しむ人からの電話を24時間体制で受け付け、相談にあたっております。このたびさらに多くの人からの相談を受けられるよう、下記のとおり「フリーダイヤル」（無料）による電話相談を実施します。

- 期 間 12月1日(金)午前0時～8日(金)午前0時
- 電話番号 0120-738-556

近隣、家族、職場内でのトラブル、子ども、女性、高齢者に関

特設人権相談所



無料相談

総務課 (〒680-1132 国
安210番地3) ☎ (085
7) 53-7913・☎ (085
7) 53-7802・電子メー
ル koubo@water.tottori.tottori.jp

する困りごとなど、人権問題全般に関する相談に、人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は固く守られます。

とき 12月20日(火)午後1時～4時

ところ さざんか会館(富安二丁目)

問い合わせ先 鳥取地方事務局人権擁護課 ☎ (0857) 22-2289

交通事故相談

相談日 平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は休み)

ところ 鳥取自動車保険請求相談センター(今町一丁目住友生命ビル3階)

※弁護士による無料相談(第1・3水曜午後1時～4時/要予約)もあります。

問い合わせ先 鳥取自動車保険請求相談センター ☎ (0857) 24-4233

ひとり親家庭休日相談会

母子・父子家庭などのひとり親のみなさんが、日ごろ、子育てや日常生活、経済的な自立の悩みなど困っていることや、支援者・支援策への希望などについて、相談を受け付けます。相談会場ではプライバシーを保護

し、予約不要ですので、気軽にお越しください。

とき 12月10日(日)・平成19年1月14日(日)・2月11日(日)・3月11日(日) 午後1時30分～5時

ところ シヤミネ鳥取店1階バスターミナル方面入口(東品治)

※相談には、母子自立支援員・東部福祉事務所職員の2人で応じます。

問い合わせ先 鳥取県東部総合事務所福祉保健局福祉支援課 母子福祉係 ☎ (0857) 22-5625